

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和8年6月19日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 入札案件
奈良県立万葉文化館カメラ式有料駐車場管理運営業務委託
- 2 契約期間
契約締結日から令和13年6月30日まで
- 3 履行場所 奈良県高市郡明日香村飛鳥10 奈良県立万葉文化館駐車場

第2 入札方法等

- 1 入札の日時及び場所
令和8年7月3日（金）午後2時
奈良市登大路町30番地
奈良県庁 本庁舎1階西側 会計局入札室
- 2 郵便による入札
入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県立万葉文化館カメラ式有料駐車場管理運営業務委託 入札書」と朱書して、令和8年7月2日（木）午後5時までに到着するようにしてください。
- 3 入札説明会 実施しません。
- 4 現場説明会 実施しません。
ただし、本業務委託は機器の設置を要することから、事前に現地の確認を希望する場合は、第5に記載の担当課まで連絡してください。
- 5 その他詳細は、入札説明書によります。
入札説明書は、以下の奈良県文化振興課ホームページから用意してください。
(<https://www.pref.nara.lg.jp/n034/p101000.html>)

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

- 以下の各号全てに該当する者のみが、この入札に参加することができます。
- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - 2 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q 役務の提供」のうち

- 「1 建物管理」または「7 諸サービス」で登録があること。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
 - 4 国、都道府県または市町村立の施設（独立行政法人や指定管理者による設置または管理がなされている施設を含む）において、カメラ式駐車場（車両番号認証方式）の管理業務について実績を有すること。
 - 5 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること。
 - 6 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という）第17条の規定による更生手続開始申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号、以下「旧法」という）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 7 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 8 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。詳細は入札説明書に記載のとおりです。

第5 問い合わせ先

入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称
〒630-8501 奈良県登大路町30番地（奈良県庁本庁舎主棟4階）
奈良県地域創造部文化振興課文化振興係
電話番号（直通）：0742-27-8478

第6 その他

- 1 入札保証金
入札説明書に記載のとおり
- 2 契約保証金
入札説明書に記載のとおり
- 3 入札の無効
入札説明書に記載のとおり
- 4 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由

があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1) から(5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

5 契約の解除

契約締結後、契約者について4の(1) から(7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。なお、4の(1)、(3)、(4) 及び(5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

6 その他

入札説明書、仕様書によるものとします。また、本業務に係る契約は別添の契約書（案）により締結するものとします。